

特別定額給付金支援サービス 利用約款

第1条(本約款の目的)

株式会社Blueship(以下「当社」といいます。)は特別定額給付金支援サービス利用約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより「特別定額給付金支援サービス」(別紙1「本サービスで提供する機能」記載の機能、以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(本約款の変更)

当社は、次の各号の一に該当する場合には、本約款及び本サービスの内容を契約者の承諾なく変更することができるものとします。なお、この場合には契約者の利用条件その他契約の内容は、変更後の新約款を適用するものとします。ただし、当社は当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- 1 本約款及び本サービスの内容の変更が、契約者の利益に適合する場合
 - 2 本約款及び本サービスの内容の変更が本契約を締結した目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項により本約款及び本サービスの内容を変更する場合には、変更の30日前までに、当社のホームページその他の当社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- 1 本約款及び本サービスの内容を変更する旨
 - 2 変更後の新約款及び新サービスの内容
 - 3 変更後の新約款の効力発生日
3. 契約者は、本約款及び本サービスの内容の変更に同意しない場合、変更後の新約款の効力発生日までに、当社又は本サービス取扱事業者の定める方法により、本契約を解約するものとします。

第3条(用語定義)

本約款において使用する用語は次の定義によるものとします。

- 1 「本契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるために契約者と当社との間で締結する契約を指します。
- 2 「契約者」とは、LGWANに接続可能な自治体のうち、本約款に同意し当社との間で締結する契約を指します。
- 3 「本サービス取扱事業者」とは、本約款に従い本サービスを契約者に提供している事業者を指します。
- 4 「LGWAN」とは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運営する都道府県や市区町村等の地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク(Local Government Wide Area Network)を指します。
- 5 「オペレータ」とは、本サービスにおける契約者からの問い合わせに対応する当社又は本サービス取扱事業者の業務を行う者を指します。
- 6 「自営端末設備」とは、契約者がその業務遂行上の目的において事業所内に設置するPC等の端末設備を指します。
- 7 「ユーザID」とは、本サービスを利用する契約者職員等とその他の者を識別するために用いられる符号を指します。
- 8 「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、本サービスを利用する契約者職員等とその他の者を識別するために用いられる符号を指します。

第4条(本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、別紙1に記載する機能を提供します。ただし、第2条の規定により変更することがあります。

第5条(提供区域)

本サービスは、LGWAN又はインターネットが利用可能な区域において提供します。
ただし、別紙1においてLGWAN接続を要する指定がある機能についてはインターネット接続でのご利用はいただけないものとなります。

第6条(契約の単位)

当社は、1つの契約申込ごとに、1つの本契約を締結します。ただし、別途協議のうえ単位の変更に双方書面により合意した場合はそれに従うものとします。本契約の主体となる組織(以下「自治体等組織」といいます。)の統廃合が予定される場合には、速やかに当社又はサービス取扱事業者へ通知の上、第10条(申込内容の変更)第3項の定めに従い必要な対応を行うものとします。

第7条(利用期間)

本サービスの利用期間は原則4か月とします。ただし、本サービス期間満了時に引き続きサービス利用をご要望いただく場合、別途サービス利用延長契約を締結し、サービスの延長に応じるものとします。この場合であっても、本サービスの利用期間は最大6か月といたします。

第8条(契約申込の方法)

本契約を申し込むとする者(以下、「申込者」といいます。)は、本サービスの申込に際して、本約款の内容を承諾した上で、当社又は本サービス取扱事業者から指定された方式に従って、当社又は本サービス取扱事業者へ申し込むものとします。また、当該申込において本約款に規定されていない事項又は本約款の規定と齟齬がある事項の取り決めがなされたときは、当社が認める場合に限り当該取り決めが優先されるものとします。

第9条(申込の承諾)

当社は、申込者又は本サービス取扱事業者から本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行うものとします。また、当社は当該申込を承諾する場合には、書面をもって当社又は、本サービス取扱事業者から申込者に通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- 1 本サービスを提供することが技術上困難なとき。
- 2 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3 虚偽の事項を申告したとき。
- 4 その他当社の業務遂行上支障があるとき。

3. 当社が本条第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第10条(申込内容の変更)

契約者は、第8条(契約申込の方法)に従い当社又は本サービス取扱事業者へ申し込んだ際の申込内容の変更を当社又は、本サービス取扱事業者へ請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、確認の上、当社の判断で変更を行うことができるものとします。

その際、前項の請求を行った契約者へ書面等による通知は行いません。

3. 自治体等組織の統廃合が行われた場合、既存の契約は解除され、契約者が本サービスの継続利用を希望する場合は新たに契約を締結するものとします。

第11条(権利譲渡等の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第6条(契約の単位)で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

第12条(契約者の名称等の変更の届出)

契約者は、第8条(契約申込の方法)に従い当社又は本サービス取扱事業者に申し込んだ際の申込内容に変更があったときは、そのことを速やかに当社又は申込を行った本サービス取扱事業者に届け出るものとします。

2. 前項に定める変更があったにもかかわらず当社又は本サービス取扱事業者に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3. 本条第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

第13条(プランの変更)

契約者は、契約したプランを変更することができます。この場合、契約者は、第10条(申込内容の変更)の定めにより変更の手続きを行うものとします。

第14条(著作権等)

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等(本約款、各種ソフトウェア、プログラム、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の権利・利益は当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2. 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱うものとします。

- 1 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- 2 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。
- 3 営利目的有無を問わず、当社による事前の承諾なく第三者に貸与・譲渡・担保設定等を行わないこと。(ただし、運用の業務委託に伴うアカウント利用の場合を除く)
- 4 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

3. 契約者が「特別定額給付金支援サービス(以下「本サービス名」といいます。)の名称等を使用する場合は当社が指定する方法にて、本サービス名を適切に表示を行うとともに、当社及びServiceNow社、NTTデータ社、AI inside社の名称を使用する場合には各社が指定する方法にて表示を行うものとします。

第15条(本サービス以外の情報の取扱い)

契約者は本サービスに当社が指定するもの以外の情報について本サービスを用いてOCR処理すること、RPAシナリオの改訂若しくは本サービス以外の処理を目的としたRPAサービスの利用又は、本サービスにアップロードすることを禁止するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず当社が予め書面にて承諾を行った場合についてはこの限りではありません。

第16条(本サービスの提供の中止)

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することがあります。

- 1 ServiceNow社、NTTデータ社の保守などに伴うサービス提供中止時
- 2 その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき

第17条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- 1 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
- 2 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- 3 第11条(権利譲渡等の禁止)、第14条(著作権等)又は第35条(利用に係る契約者の債

- 務)の規定に違反したとき
- 4 契約者の行為により、当社の業務遂行上の障害が発生したとき及び当社に損害を与えたとき
 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合、この限りではありません。

第18条(本サービス提供の終了)

当社は、2022年12月31日をもって本サービス提供を終了します。ただし、契約者の特別定額給付金の支払い状況に応じてサービス終了時期を変更する場合があります。

2. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
3. 前各号の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条(契約者が行う本契約の解除)

契約者は、第18条(本サービス提供の終了)より前に本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ解除希望日の10営業日前までに当社又は本サービス取扱事業者に当社又は本サービス取扱事業者所定の方法により申し出ていただきます。

2. 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とするものとします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、前項の規定の日数を満たしていない場合には、当社に当該申出が到達した日を起算日として10営業日後を解除日とします。
3. 本条第1項に規定する解除の申出が第18条(本サービス提供の終了)に定める日まででない場合は、本契約は本サービス提供の終了日をもって終了するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず別表1に定めるServiceNowライセンスは当社が発行するアカウント通知書に記載の期限まで有効となります。

第20条(当社が行う本契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。ただし、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- 1 第17条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
- 2 第18条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき
 - (1) 支払い停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 地方財政再建促進特別措置法に基づく「財政再建団体」に指定された場合
 - (3) 事業全部の譲渡、会社分割、合併又は解散
 - (4) 監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続き開始、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始、又はこれに準ずる手続きの申し立てがあったとき
 - (6) 振り出した小切手、手形を期日に決済せず、若しくは金融機関から取引停止処分を受けたとき、又は支払停止、支払不能等の事由を生じたとき
 - (7) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難と合理的に認められるとき
 - (8) 第11条(権利譲渡等の禁止)に反したとき
 - (9) 第42条(反社会勢力の排除)に反したとき

第21条(本サービスの利用料金の支払)

本サービスに係る利用料金等の支払いに関しては、別途当社又は、本サービス取扱事業者と契約者との間で定める方式によるものとします。

2. 本サービスの利用料金は、事由の如何にかかわらず、返還は行われません。

第22条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払うものとします。

第23条(リクエスト量の開示)

契約者は、本サービスに係るOCR処理のリクエスト量について、本契約の期間中、サービス提供元のNTTデータ社より弊社が受領することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第24条(賠償責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した時に限り、その契約者の損害を事項に定める範囲で賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金を契約者の損害と見みなし、以下の計算式によって求められる金額の賠償を行うものとします。

計算式: 2.5円×本サービスで管理する受給者数×上記によって求められた日数

3. 当社は以下にあげる損害に対して一切の責任を負わないものとします。ただし、損害の原因が当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

- 1 当社の責に帰することのできないServiceNow社、NTTデータ社が提供するサービスが提供されないことに起因する損害
- 2 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- 3 システムの定期メンテナンス等当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- 4 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

第25条(免責事項)

契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。

2. 当社は、第16条(本サービスの提供の中止)、第17条(利用停止)、第18条(本サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、天変地異、戦争、争乱、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由等の不可抗力(当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等を含む)等不測の事態を原因として発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第26条(保証範囲)

本サービスは、ServiceNow社の提供するサービス上にて構築・提供を行うサービスと、NTTデータ社が提供するAI-OCR・RPA機能を用いて構築・提供を行うサービスによって構成されており、各社のサービス自体の保証を行うものではありません。各社が提供するサービス自体のコンプライアンス、セキュリティと可用性、及びプライバシーポリシー等については各社の基準に準拠します。また、当社は本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証しません。

2. 本サービスは、契約者からの問い合わせについて以下の提供基準の維持に努めますが、保証するものではありません。

- 1 サポートの受付時間 メールの場合のみ24時間
- 2 サポートの対応日 月曜日～金曜日(土日、祝日及び当社が別途定めた休日を除く)
- 3 サポートの対応時間 9:30～12:00、13:00～17:00
- 4 サポートの応答時間 サポート対応時間中に4時間以内
- 5 サポート解決期間 対応を開始した日から起算し5営業日以内

3. 本サービスは、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業内容について契約者に発生している問題の解決を保証するものではありません。

4. 本サービスはオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い生じる契約者の損害について、第24条(賠償責任の制限)第3項ただし書きに規定する場合を除き責任を負いません。

5. 本サービスにおいて受け付ける問い合わせの内容は、当社が提供する本サービスの範囲に限定します。メーカー、ソフトウェアハウス、本サービス取扱事業者が別途提供する製品等に関する問い合わせに対しては、それぞれ該当する製品等を提供するメーカー、ソフトウェアハウス、本サービス取扱事業者等のホームページや問い合わせ先を紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

第27条(データの消去等)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。なお、データの伝送停止又は消去したことに伴い発生する損害について、当社は責任を負いません。

- 1 ServiceNow社、NTTデータ社及び当社の保守上、その他やむを得ないとき
- 2 蓄積されているデータが第三者の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき
- 3 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与える恐れのあるデータが蓄積されていると当社が判断したとき
- 4 蓄積されているデータにコンピュータウィルスが含まれていると当社が判断したとき(ただし、当社がそのデータの伝送を停止し、又はデータを消去することによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。)

2. 当社は、前項の規定により、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、契約者が本サービスに記録されたデータに関して、本契約終了後も保持するものとし、本契約終了後3か月を経過した時点で削除するものとし、

4. 当社が提供する本サービスのうち、AI-OCRを用いるためにアップロードした帳票画像等のデータ及び帳票画像から作成されるCSVファイル等に関して、アップロード又は作成後5日間を経過した時点で、該当データを消去します。なお、本サービスのOCR機能を提供するNTTデータ社の規約改定が行われた場合、該当データの消去までの期間が変わる場合があります。

本項の定めに従いデータを消去したことに伴い契約者に発生する損害について当社は責任を負いません。

5. 当社はServiceNow社、NTTデータ社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備等に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害について、第24条(賠償責任の制限)第3項ただし書きに規定する場合を除き責任を負いません。

6. 本条第1項2号以下に規定する場合等によって当社に損害が発生した場合には、契約者は当社に対して損害賠償の責任を負うものとし、

第28条(個人情報の取扱い)

当社は、契約者から、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において本サービスを利用する契約者の契約及び業務遂行上必要な住民及び職員等の「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」(以下「個人情報保護法」といいます。)第2条第1項で定める個人情報(以下、「個人情報」といいます。)の取扱いの委託を受けます。

2. 契約者は、当社に対し取扱を委託する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するものとします。また、契約者は本サービスを通して当社に取扱いを委託する個人情報についてできる限り特定し、適切な管理を行うことを保証するものとします。
3. 当社は個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
 - 1 個人情報を本約款及び本契約の履行以外の目的のために利用(以下「目的外利用」といいます。)しないこと
 - 2 個人情報を第三者に提供しないこと(ただし、本条第4項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。)
 - 3 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下総称して「漏洩等」といいます。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全管理措置」といいます。)を講じること
 - 4 自己の責任において、本約款及び本契約により個人情報を取り扱う自己の従業者(雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下総称して「従業者」といいます。)に本条の義務を遵守させること
4. 前項にかかわらず、当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り第三者に対して個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急やむを得ない場合には、事後速やかに)契約者に対して当該提供について通知するものとします。
5. 当社は、本約款及び本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、契約者の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製しないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱は本条に従うものとします。
6. 当社は、契約者から委託された個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに契約者に報告を行うものとします。
7. 当社は、契約者から提供された個人情報の主体(以下「個人情報の本人」といいます。)に対して個人情報保護法第27条から第33条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等(以下総称して「開示等」といいます。)を行う権限を有せず、個人情報の本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を契約者に通知するものとし、当該通知を受けた契約者は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
8. 契約者は前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより契約者が個人情報の本人又は関係する第三者から個人情報保護法第34条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。

第29条(特定個人情報の取扱い)

当社は、契約者から、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において本サービスを利用する契約者の契約及び業務遂行上必要な住民及び職員等の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)」(以下「番号法」といいます。)第2条第8項で定める特定個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)の取扱の委託を受けません。

2. 契約者が、当社に対し特定個人情報が含まれる情報を提供した場合、弊社はこの情報について受取りを拒否する場合があります。また、当社は、契約者から受領した後に特定個人情報が含まれた情報が含まれると判明した場合、第27条(データの消去等)の規定にかかわらずデータを消去する場合があります。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第30条(本電子データの取扱い)

契約者は、以下本サービスで提供する機能を利用する事を目的として、契約者及び契約者が利用を許諾した住民等が用意したデータ(以下、「本電子データ」といいます。)を本サービスのサーバにアップロードするものとします。

2. 当社は、前項の目的でアップロードした本電子データを第28条(個人情報の取扱い)に基づき取り扱うものとします。
3. 契約者は、前各号に基づく本電子データの取扱いにあたっては、第35条(利用に係る契約者

の義務)第5項の定めに従う必要があります。

第31条(機密情報)

当社及び契約者は、本契約の遂行に際して、相手方より開示を受けた次の各号の情報(以下、「機密情報」といいます。)に関する機密を保持し、相手方の承諾をとることなく、第三者(本契約の遂行に關与する自己の役員及び従業員(本サービスに係る業務委託先の従業員も含むものとします。)並びに弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家を除く)に開示・漏洩しないものとします。

- 1 相手方より文書(電子メールを含む。)又は電子データの方法により自己に開示された相手方の営業上、技術上の情報であって、機密を示す旨が明示されたもの
 - 2 相手方より口頭にて自己に開示された相手方の営業上、技術上の情報であって、開示後速やかに書面にて情報の範囲を特定して機密である旨が明示されたもの
 - 3 契約者が本サービス上に設定したユーザID等の情報
 - 4 当社が第8条(契約申込の方法)の規定により、契約者より取得した申込に係る契約者の情報
2. 前項に関わらず、次の各号の一に該当する情報は、機密情報から除外するものとします。
- 1 相手方から開示された段階で既に公知となっていた情報
 - 2 相手方からの開示後、自己の責めによらない事由で公知となった情報
 - 3 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - 4 当社又は契約者が機密情報を利用せずに独自に開発した情報
3. 本条第1項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に相手方に通知した上で、機密情報を開示等することができるものとする。
- 1 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - 2 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
4. 前項までの規定は本契約の終了後も2年間は効力を有するものとします。

第32条(契約者の維持責任)

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な自営端末設備、LGWAN接続回線、その他の設備を当社の定める利用環境に適合するよう維持、管理するものとします。

第33条(契約者の切分責任)

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備に故障の無いことを確認の上、当社又は本サービス取扱事業者に故障の連絡をするものとします。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第34条(承諾の限界)

当社は、契約者から本サービスに係る何らかの請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第35条(利用に係る契約者の義務)

契約者は次のことを遵守するものとします。

- 1 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- 2 本サービスを違法な目的で利用しないこと
- 3 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
- 4 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- 5 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

- 6 当社又はServiceNow社、NTTデータ社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
 - 7 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報及び特定個人情報を収集する行為をしないこと
 - 8 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - 9 法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - 10 本サービスの利用に係るID、パスワード、APIキー等の適正な管理に努めること
 - 11 本サービスの利用に係るIDを第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと
 - 12 その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと
2. 前項に関わらず、契約者は、事前に当社の許可を得た場合に限り、ユーザID及びパスワードを契約者の業務委託先(以下「本件委託先」といいます。)に付与し、契約者が委託した業務の処理に必要な限度で、本件委託先に、本サービスを利用させることができます。なお、契約者が本件委託先に指定できる事業者は当社が認める事業者に限定されるものとし、本件委託先による本サービスの利用は、契約者による利用とみなされます。また、契約者は、本件委託先に次の各号に掲げる義務を遵守させなければならないが、本件委託先が違反した場合は契約者が本契約に違反したものとみなし、これにより当社に発生した損害を賠償する義務その他責任を負うものとします。
- 1 契約者が本件委託先に委託した業務の処理以外の目的で、又は、当該処理に必要な範囲を超えて本サービスを利用してはならないこと
 - 2 本サービスと同種の又は類似するサービスを第三者に提供してはならないこと
3. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は係る利用についての利用料金の支払いその他の債務一切を負担するものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 契約者は、一人の者につき一つのユーザIDを使用させるものとし、当社が特に認めた場合を除き、複数の者で一つのユーザIDを共有してはならないものとします。
5. 契約者は、第30条(本電子データの取扱い)に基づく本電子データの取扱いにあたり、以下の事項を実施する必要があります。
- 1 個人情報及び特定個人情報保護のために以下の各号に記載する措置を実施すること
 - (1) 個人情報及び特定個人情報保護に係る各種法令及びガイドライン等を遵守すること
 - (2) 本電子データを保存するパソコンにパスワードをかける等、第三者による本電子データの取得を防ぐ対策をとること
 - (3) 情報管理責任者を設置すること
 - (4) 情報管理責任者による自主点検を実施し、(ア)及び(イ)の履行状況を定期的に確認すること
 - (5) 本電子データの漏洩事故が発生した場合、直ちに当社にその旨を通知すること
 - 2 個人情報を取得するにあたり、その利用目的を個人情報の主体となる本人(以下、「本人」といいます。)に対して公表又は通知すること
 - 3 要配慮個人情報を取得するにあたり、その利用目的を本人に対して公表又は通知するとともに、取得に係る本人の同意を得ること
6. 契約者は、本サービスを武器又は武器製造関連を目的として使用してはならず、係る違反により生ずるいかなる問題に対しても、当社に責任が生じないようにするとともに、係る違反により当社に損害が生じた場合は、その損害の一切につき責任を負うものとします。

第36条(契約者の当社に対する協力事項)

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- 1 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力
- 2 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供
- 3 自営端末設備等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責

- 任におけるそれらの情報の複製の実施
- 4 自営端末設備等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施
 - 5 その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施
2. 当社は、本サービスに係る運用及び保守等の作業を第三者に再委託できるものとし、本契約の成立をもって契約者が当該再委託について承諾したものとみなします。

第37条(設備等の準備)

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な自営端末設備、その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

2. 契約者が本サービスを利用するために必要なLGWANその他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第38条(除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- 1 第35条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目を満たさない場合
- 2 契約者が、第36条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合
- 3 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為のほう助となる作業を当社に要求する場合
- 4 その他、契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合

第39条(法令に関する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第40条(準拠法)

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

2. 本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第41条(紛争の解決)

本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本約款に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第42条(反社会勢力の排除)

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- 1 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役(地方自治体等の組織の場合は左記に相当する役職者))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二項第二号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。)であること
- 2 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- 3 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- 4 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

- 5 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
2. 契約者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - 1 前項の規定に違反したとき
 - 2 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - (1) 相手方又は相手方の委託先に対する暴力的な要求行為
 - (2) 相手方又は相手方の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方又は相手方の委託先に対する脅迫的な言質又は暴力的行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方又は相手方の委託先の信用を毀損し、又は相手方又は相手方の委託先の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者又は当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

以上

付則

本規約は2022年6月1日から施行するものとします。

2022年5月30日 最終改定

別紙1 本サービスで提供する機能

機能	LGWAN 接続の可否	機能概要
電子申請・承認機能	否	特別定額給付金の電子申請及び申請情報の審査・承認を行う機能
問合せ管理機能	否	受給権者からの問合せを管理する機能
ステータス確認機能	否	受給権者自身が自身の申請の処理状況について確認できる機能
支払対象者・世帯情報取込機能	否	本サービスで管理対象となる受給権者情報を取込む機能
児童手当データ取込機能	否	本サービスで管理対象となる受給権者の内児童手当を受ける者についての口座情報等を取込む機能
DVフラグ他取込機能	否	DV被害者や児童養護施設入居者等個別管理を要する受給権者を識別するためのフラグを取込む機能
申請書・ユーザ通知書用印刷データ出力機能	否	申請書・ユーザ通知書の印刷に必要なデータを出力する機能
郵送結果取込機能	否	日本郵便株式会社のサービスを用いた際に郵送問い合わせ番号を取込む機能
銀行・支店マッチング機能	否	電子申請時に銀行・支店名の誤入力を防止するための機能
振込用全銀データ出力機能	否	振込作業用データの出力機能
振込結果取込機能	否	振込結果を取込む機能
書面申請者データ取込機能	要	書面によって提出された申請書データをOCR処理し、本サービスに取込む機能
各種設定機能	否	組織全体設定、ロール設定、利用者設定等のマスタ情報をメンテナンスする機能